

# 一般社団法人 日本再生住宅協会 定款

## 第1章 総則

### 第1条（名称）

本法人は、「一般社団法人日本再生住宅協会」と称する。

### 第2条（主たる事務所）

本法人の主たる事務所は、愛知県豊田市に置く。

### 第3条（目的）

本法人は、空き家問題の解決及び中古住宅のリノベーションを通じて、再生住宅の普及と評価向上を目指し、これに関する以下の事業を行うことを目的とする。

- 一. 再生住宅の基準策定及び啓蒙活動
- 二. 「再住診断士」及び「住宅ソムリエ」の資格制度の運営
- 三. 再生住宅に関する物件情報サイトの運営
- 四. その他本法人の目的達成に必要な事業

### 第4条（公告の方法）

本法人の公告は、法律に定める方法により行う。

## 第2章 社員

### 第5条（入社）

本法人の社員となるには、本法人の定める入社手続きを経て理事会の承認を得なければならない。

### 第6条（経費等の負担）

社員は、本法人の定める経費及び会費を負担するものとする。

### 第7条（退社）

社員は、理事会に退社届を提出し、その承認を得ることにより退社できる。

### 第8条（社員の資格喪失）

以下の事由に該当した場合、社員はその資格を喪失する。

- 一. 自ら退社した場合
- 二. 除名された場合
- 三. 死亡または法人の解散の場合

#### 第9条（除名）

理事会は、社員が本法人の名誉や信用を著しく損なう行為をした場合、その社員を除名することができる。

### 第3章 社員総会

#### 第10条（開催）

社員総会は、年1回定期的に開催する。

#### 第11条（招集）

社員総会は、理事長が招集する。

#### 第12条（決議の方法）

社員総会の決議は、出席社員の過半数による。

#### 第13条（議決権）

社員1名につき1議決権を有する。

#### 第14条（議長）

社員総会の議長は、出席社員の中から選出する。

#### 第15条（議事録）

社員総会の議事は、議事録に記録し、理事長及び議長が署名する。

### 第4章 役員

#### 第16条（役員）

本法人の役員は、理事及び監事から成る。

#### 第17条（専任）

理事及び監事は、本法人の業務に専任する。

#### 第18条（任期）

役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

#### 第19条（代表理事）

代表理事は、理事会によって選出される。

## 第 20 条（報酬等）

- 一. 役員報酬の額は、理事会の議決を経て定める。
- 二. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

## 第 5 章 計算

### 第 21 条（事業年度）

本法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。  
最初の事業年度は、本法人設立の日から翌年 3 月 31 日までとする。

## 第 6 章 附則

### 第 22 条（最初の事業年度）

本法人の最初の事業年度は、本法人の設立登記の日から翌年 3 月 31 日までとする。

### 第 23 条（法令の準拠）

本法人は、その活動に関して、日本国の法令及びその他の規則に従うものとする。

令和 6 年 1 月 20 日